

# 特別養護老人ホームご入居までの流れ

介護施設への入居は要介護3から要介護5と認定された方が対象です。  
※要介護1・2の方は、特定の状態に該当する場合のみ。

入居申込みは、川崎市指定の『川崎市 特別養護老人ホーム入居申込書』に必要事項をご記入の上、川崎市老人福祉施設事業協会へ指定の封筒にて投函して下さい。

<http://www.kawasaki-roushikyo.org/download/>

申込書の受理後『川崎市の特別養護老人ホーム入居指針』に基づき入居者の  
(優先順位の)名簿を作成します。

お電話で申込書の内容を確認させていただきます。  
その後、入居希望者の方と面談を行い、その結果をもとに施設で設置している  
入退居判定委員会で入居の可否を判定いたします。

入退居判定委員会で入居可となりましたら、施設よりご連絡いたします。  
施設にお越しいただき、契約書の内容・施設概要の説明を行います。

## 入居開始